家長と祭火

――ヴェーダの宗教における家族――

土 山 泰 弘 (北海道大学)

1

ヴェーダの宗教は生活のさまざまな局面で行う祭祀・呪術に基礎をおくから、家族の和合はヴェーダの宗教の主題のひとつである。ただし家族和合をテーマにするマントラや儀軌は意外に少ない。アタルヴァ・ヴェーダは主に生活の利害にかかわるマントラの集成であるが、マントラの内容から見て家族の和合を対象とするものは一つのみ(AV 3.30)である。また儀軌には、必要に応じて行う願望祭(kāmyeṣṭi)というジャンルがあるが、その多くは繁栄を目的とするもの(bhūtikāmasyeṣṭi)や戦いに勝つことを目的とするもの(sāṃgrāmika)などであり、和合を目的とする願望祭(saṃjñāneṣṭi)はわずかである。しかもその和合の内容は血族(jñāti)や同族(samāna)内部の主導権(aiśvarya)をめぐる争いの解決を目的としており、家族和合が直接の主題になる例は多くない。

このことはしかし、ヴェーダの宗教が家族和合の問題を軽視していることを意味するのではない。むしろ家族の和合は、ヴェーダの宗教が機能するための前提であると考えることができる。成年式(upanayana)を終えた男子は、結婚と同時に家の火(gṛḥyāgni)を設け、家長として朝夕の献供をはじめとする家庭祭祀を執り行う。その一方で家長は、祭火設置式

(agnyādheya)をおこなって、ガールハパティア、アーハヴァニーヤ、ダクシナ・アグニの祭火を設営する。これによって家長は「祭火を設置した者」(āhitāgni)として、朝夕に行うアグニホートラなどのシュラウタ祭祀を主宰する。要するに、ヴェーダの宗教を支えるのは、結婚して一家を構える家長であり、家長が滞りなく諸儀礼を執行・主宰することにほかならない。家族の和合はヴェーダの宗教の拠って立つ基盤である。家族の共同性は日々の祭祀を通じて自覚されていたといえる。

このとき儀礼の中心となるのは、家長と家長が世話をする祭火である。家長と祭火の両者は不可分のものとして重要な位置を占める。本稿ではこの家長と祭火が一体とされる思考を、いくつかの資料に即して明らかにしたい。はじめにその思想的な側面として、家長と祭火がともにgrhapatiとして家を守護するという思想を検討する。つぎにその儀軌的側面として、家長が家を留守にするときに祭火を保持することを規定する資料を検討する。

2

祭火へ献供をおこなって、家族の和合を図るのは gṛhapati(家の守護者)の役割である。 gṛhapati としての家長とは家庭祭祀を執り行う者(gṛhamedhin)である。

それ(viráj)は昇った (udakrāmat)。それはガールハパティアに降りた (nyakrāmat)。そのように知る者は、家の守護者として家庭祭祀を執り行う者になる (gṛḥamedhī́ gṛḥápatir bhavati yá eváṃ véda)。

(AV 8.10.2)

これはブラーフマナ的なスタイルをもつ呪文である。grhamedhin の語の82 - 家長と祭火(土山泰弘)

内容は明瞭ではないが、ヴェーダ後期の用例にてらして家庭祭祀のmahā-yajña を行う者とする理解がある。ここでは家の守護者 (gṛhapati) とは家庭祭祀を行う者である。

汝 (護符) は繁栄 (puṣṭi) である。繁栄をもってわれを塗れ (sáman-dhi) (=繁栄を与えよ)。家庭祭祀を執り行う者として、われを家の守護者となせ (gṛḥamedhí gṛḥápatiṃ mā kṛṇu)。 (AV 19.31.13ab) このマントラは祭具を対象として命令を行う点で、ヤジュス的な性格をもつ。詩節の前半では護符が「繁栄」の力能を有すると言明し、続いて護符が持つ「繁栄」を家長に与えよと命令する。詩節の後半も同じ形式であるが、護符を「家庭祭祀を行う者 (gṛḥamedhin)」として、その力能を要請するときに、gṛḥamedhin を gṛḥapati と言い換える。つまり家庭祭祀

gṛhapati というエピセットはヴェーダの神界ではアグニがほぼ独占する。アグニが家を守護する神格として人間と親密な関係を保ち,災厄を遠ざけ,福祉を授ける役割を果たすことはよく知られている。家族相互の「好意(saumanasa)」はアグニから授けられる力能のひとつである。

を通じて家の繁栄をもたらすのが家の守護者(grhapati)である。

タベ毎にアグニはわれらの家を守護する者(grhápati)である。朝毎に(アグニは)好意を与える者(saumanasásya dātf)である」

 $(AV 19.55. 3ab(\sim 4ab))$

アグニが好意という力能を家族に授け、その力によって家族が(相互に) 好意あるものになることを要請する。同様の内容が家族和合を主題とする 呪文にも見られる。

不死の飲料を守る神々のように , 夕べに朝に , 好意は汝らのものであれ (saumanasó vo astu)。 (AV 3.30.7cd)

家の火が朝夕に献供を受けることの代わりに、家族の者たちに好意という 家長と祭火(土山泰弘) — 83 — 力能を与える。家族は祭火から好意の力能を得て、家族相互の和合が約束される。

和合をなす家族は、以下のようなものでなければならなかった。

兄弟は互いに憎み合ってはいけない。また姉妹は互いに(憎み合ってはいけない)。一つになって、同じ規範に従って、幸せに言葉を語れ(samyáñcaḥ sávratā bhūtvá vácaṃ vadata bhadráyā)。(AV 3.30.3)和合を意味する「一つになって」(samyáñc)の語は、兄弟姉妹が争うことなく、同じ規範を守り、相互に仲むつまじく語り合う家族の様子を意味する。同じ呪文の中で、

(汝ら家族は)一つになってアグニの世話をせよ(samyáñco 'gníṃ saparyata),車のやがこしきの回りにあるように。 (AV 3.30.6cd) というときの samyáñc という語も,祭祀を行うときの家族和合を意味する。そのような家族の和合をもたらすのが家長の役割であった。

心がひとつであること (sáhṛdaya), 気持ちが同じであること (sāmmanasyá), 敵意がないこと (ávidveṣa) を, 私は汝らのために行う (krnomi)。 (AV 3.30.1ab)

神々が離れ行くことなく、お互いに憎むことなきこの呪文を、われら は汝らの家にて行う(tát kṛṇmo bráhma vo gṛhé)、家人のために和合 (saṃjñána)を(行う)。 (AV 3.30.4)

「私は汝らのために行う(kṛṇomi)」,「われらは汝らの家にて行う(kṛṇmas)」というときの kṛṇomi と kṛṇmas の語の意味は,ここでは呪術的な作用を及ぼす意味である。Bloomfield は集団一般の和合法について概説する中で,和合法は呪術をなす者の意図に他を従わせることであり,彼を集団内の優越する位置に据えることを目的とするものであると指摘したことがある。これは家族和合の呪文においても同様であって,家族和合

84 - 家長と祭火(土山泰弘)

とは家長を中心とするものでなければならなかった。

息子は父に従順となれ(ánuvrataḥ)、母と気持ちを同じく(sáṃ-manáḥ)せよ。妻は夫に蜜に満ちた優しい言葉を語れ。(AV 3.30.2) このようにヴェーダの家族の和合は、自発的な意志を尊重するわれわれの価値観とは異なるところに成り立つ。しかし、それは一方では家族内部の家長の位置と責任を明確にするものであった。祭火に期待される家族を守護する役割は、家長自身に要請される役割でもあった。

シュラウタ祭には祭火へ敬意を表す儀礼(agnyupasthāna)があって、 そのうちのガールハパティアに対して唱えるマントラの中に、祭火と家長がともに「よき家の守護者」(sugṛhapati)であることを要請するものがあ (8) る。

家の守護者であるアグニよ(ágne gṛhapate)、家の守護者である汝によって、私はよき家の守護者とならんことを(sugṛhápatis ……ahám bhūyāsam)、アグニよ。家の守護者である私によって、汝はよき家の守護者とならんことを、アグニよ。……」(Taittirīyasaṃhitā 1.5.6q)このマントラの内容は、「家の守護者である汝によって、私はよき家の守護者とならんことを」と言明して、家長が祭火から「よき家の守護者」の力能を獲得する。続いて「家の守護者である私によって、汝はよき家の守護者とならんことを」といって、今度は家長から祭火にむけて、「よき家の守護者」としての力能を与えてこれを強化する。要するに祭火と家長は献供を通して「よき家の守護者」(sugṛhapati)としての力能を互いに強めあうのである。家の火と家長はともにグリハパティとして一体のものと理解されている。

家長と祭火が一体であるという思考は、儀礼行為からも知ることが出来る。その典型的な例として、家長が家を離れるときに、家の火を身体などにおさめ、必要に応じてそこから火をとりだすという儀軌がある。儀軌の名称はそれぞれ samāropaṇa、upāvarohaṇa と言い、字義通りには前者は「(火を)上らせること」、後者は「(火を)下ろすこと」を意味する。

アグニホートラは毎日朝夕に献供を行うシュラウタ祭祀であるから,祭主が家を離れている間もアドヴァリウ祭官が祭祀を行う。また家の火(gṛḥyāgni)の世話は家長の妻が代行する。しかしながら,家長は家を離れているときも祭火を保持していなければならない。ブラーフマナでは,agnyupasthāna の意義について,祭火が家長の行くところへ付き従って行くと説明する。

そしてそうやって(祭火に敬意をあらわすことによって),諸々の祭 火にこそ自身を預けるのである(agnibhya evaitad ātmānaṃ paridadāti)。そしてそれら祭火は彼に従うものとなる(enam anvañco bhavanti)。 (KauṣītakiBr 2.5)

samāropaṇa はこの観念を儀軌的に表現したものであると考えることができる。家長が家を留守にするときの儀礼はヴェーダ各派の儀軌文献にとりあげられるが、Śāṅkhāyaṇa 派は、上にあげたブラーフマナをはじめシュラウタ・グリヒアの両スートラ(Śāṅkhāyaṇaśrautasūtra、Śāṅkhāyaṇagṛhyasūtra、以下それぞれŚāṅkhŚS およびŚāṅkhGS)で広く話題とされるので、この派の文献を中心に検討する。

samāropaṇa は、ŚāṅkhGS では家長が家を留守にするときに必ず行う。 一方 ŚāṅkhŚS では「家長が家を留守にするときに祭火へ敬意をあらわす - 86 - 家長と祭火(土山泰弘) こと」(pravatsyadupasthāna)の規定のなかで、家長の留守の期間が10日以上にわたるときに samāropaṇa を行う。以下に ŚānkhŚS の関係する規定を samāropaṇa と upāvarohaṇa との各項目に分けて訳出し、同派のグリヒア文献と他派の文献を参考にしながら補足する。

<samāropana>

火を(身体に)移すときは(samārohayamāṇaḥ),ガールハパティア 火で両手を暖めて(gārhapatye pāṇī pratitapya),(眼,耳,鼻,口と いう)諸感官に触れる(prāṇān saṃmṛśati),「来たれ,わが感官に入 るべし(ehi me prāṇān āroha)。」と唱えて。 (ŚāṅkhŚS 2.17.1) マントラを唱えて一回ずつ(諸感官に触れる)(sakṛtsakṛn mantreṇa)。沈黙して二回ずつ(諸感官に触れる)(dvirdvis tūṣṇīm)。

(ŚāṅkhŚS 2.17.2)

または(二つの)鑽木を暖める (araṇī pratitapati), 『これは汝の母胎 である (ayam te yonih) ……』(R V 3.29.10) と唱えて。

(ŚāṅkhŚS 2 17 3)

マントラを唱えて一回ずつ (鑽木を暖める)。沈黙して二回ずつ (鑽木を暖める)。 (ŚānkhŚS 2.17.4)

同じやり方でアーハヴァニーヤ火から(身体または鑽木に火を移す) (evam āhavanīyāt)。 (ŚānkhŚS 2.17.5)

常に保持されるもの(ダクシナ・アグニ火)から、(身体または鑽木という)他のものに(火を移す)(nityabhṛtād anyasmin)。

(ŚāṅkhŚS 2.17.6)

まず身体に火をおさめる儀軌について、このときに唱えるマントラは、 Śāńkh 派に独自のものであり、同派のグリヒア・スートラ(ŚāńkhGS 5.1. 家長と祭火(土山泰弘) -87-

2)でも身体に火をおさめるときには同じマントラを唱える。ヤジュル・ヴェーダ諸派ではこのとき別のマントラを用いる。またŚānkhŚS は身体に火をおさめるときに感官を三度触れるが、これもŚānkh 派独自のものである。他派のシュラウタ・スートラはこの所作を規定せず、多くはマントラのみを規定する。ただしĀpastambaśrautasūtra(以下ĀpŚS)ではマントラを唱えて祭火で手を暖め、それを口もとにもってくる(hastaṃ pratāpya mukhāyāharate. ĀpŚS 6.28.11)という所作を規定する。

つぎに鑽木に火を移す儀軌について,このとき唱えるマントラは他派のものと大きな相違はない。鑽木を暖める所作を三回繰り返すのは Śāṅkh-ŚS 独自である。Śāṅkh-GS 5.1.3 は一回の行為を規定する。Ap\$S 6.28.0 は「祭火の上に鑽木をかざしながら」(upary agnāv araṇī dhārayat)という所作を規定するから,上にあげた所作と同様に身体に火を移すという意図が明瞭である。

注目されるのは、火を移す対象となるものである。シュラウタ・スート ラは祭主の身体と鑽木を挙げるが、グリヒア・スートラではこれに薪を追 加する。

さて家長が家を留守にするときには、身体、または鑽木、または薪に、 火を移す (atha pravatsyan ātman araṇyoḥ samidhi vāgniṃ samārohayati)。 (ŚānkhGS 5.1.1)

以下に引用する Hiranyakeśigṛḥyasūtra(以下 HirGS)も、身体と鑽木に 火を移すという自派のシュラウタ・スートラの規定に言及しながら、新た に薪の使用を規定する。HirGS は薪の使用が自派のシュラウタ・スート ラの規定とは異なることを自覚しているのである。

家を留守にするときには、身体または鑽木に火を移すことが、(シュラウタ・スートラに)解説された(yadi prayāyād vyākhyātam ātman — 88 — 家長と祭火(土山泰弘)

araṇyor vā samāropaṇam)。もしくは薪に(火を)移すべきである (samidhi vā samāropayet)。 (HirGS 1.26. 12-13)

時代が下ると、身体、鑽木および薪が自明のこととして列挙される。

火を移すことは三種類,(家長の)身体, 鑽木, 薪へ(火を移すこと) である(trividhaṃ samāropaṇam ātmany araṇyos samidhi)。

(Bodhāyanagrhyaparibhāsāsūtra 4.13.1)

永ノ尾信悟氏は、グリヒア・スートラおよびその補遺文献において、薪が祭火を燃え立たせるための手段としてだけでなく、それ自身が供物として扱われ、願望成就の手段として用いられる傾向があることを指摘した。薪を重視することはグリヒアの儀礼伝統の特徴である。ここに検討したように、グリヒア文献で祭火をおさめる祭具として薪が重視されることも、その一資料となる。

なお、その薪に火を移す所作として、ŚāṅkhGS 5.1.4 では薪を暖める (samidhaṃ vā (pratitapati)) ことを規定する。このとき使用するマントラは、同派のシュラウタ・スートラで鑽木を暖めるときに使用するマントラと同じである。

<upastalana >

そして日没前に火を鑽りだす (anastamite ca manthanam)。

(ŚāṅkhŚS 2.17.7)

「降りてこい,ジャータヴェーダスよ,汝は分別して,再び神々のためにわれらの供物を運べ(upāvaroha jātavedaḥ punas tvaṃ devebhyaḥ havyaṃ vaha naḥ prajānan)……」と唱えて,身体から鑽木に(火を)移して,火を鑽り出す(ātmano 'raṇyor upāvarohya manthanam)。

(ŚāṅkhŚS 2.17.8)

家長と祭火(土山泰弘) - 89 -

または (儀礼的な手続きをふまえないで設置した) 世俗の火に (身体から火を移す) (laukike vā)。 (ŚānkhŚS 2.17.9)

家長の身体におさめた祭火をとりだす行為について、ŚāńkhŚSでは二つの方法を規定する。ひとつは身体におさめておいた火をマントラを唱えて鑽木に移し、その鑽木から火を鑽り出すこと、二つ目は作法によらずして点火した火(laukika-agni)に対して、身体におさめておいた火を移して祭火として聖別することである。同派のグリヒア・スートラは後者の次第について詳しく規定する。

(牛糞を) 塗って、土を盛って、水を灌いだ場所に世俗の火を持ちきたって、「降りてこい……」といって、火を降ろすことをおこなう (upalipta uddhatāvokṣite laukikam agnim āḥṛṭyopāva rohety upāvarohanam)。 (ŚāṅkhGS 5.1.17)

盛り土をおこない牛糞を塗るなどして聖別した場所に祭火を設営するのは、グリヒア文献では火壇(agnisthanḍila)設営の儀軌として知られるが、ここではそれの簡略化された儀軌が規定される。祭火をとり出すための二つの方法は \overline{Ap} SSにおいても同じである(\overline{Ap} SS 6.28. 12-13)。なお鑽木におさめた祭火をとり出す所作については規定がないが、マントラを唱えて鑽木から直接火を鑽り出したであろう。

グリヒア・スートラでは火を移す対象として薪を追加したから、薪から火を取り出す所作を新たに規定する。Bodhāyanagṛhyaparibhāṣāsūtra 4. 13. 5-6 は世俗の火(laukika)を設置して、その火に祭火をおさめた薪を投じて聖別する。HirGS 1.26.15 はヴェーダに精通したバラモン(śrotriya)の家から火を持ってきて、その火に祭火をおさめた薪を投ずる。 śrotriya の家から火を持ってくるのは、祭火設置の一般的な方法の一つである。

- 90 - 家長と祭火(土山泰弘)

これまで検討してきた samāropaṇa と upāvarohaṇa の儀軌は,他の儀礼でも行われる。たとえば varuṇapraghāsa で新たに設置した二つのヴェーディにアーハヴァニーヤ火から火を移すとき,バルヒスの東に点火して移すことの他に,アーハヴァニーヤで鑽木を暖めてこれに火を移し,新しいヴェーディで火を鑽り出すことを行う。これは samāropaṇa による祭火の移動である。ただし身体に火を移すことはしない。

upāvarohaṇa については、旅先などで祭火を身体におさめたまま死去した家長に対して、遺体から祭火を取り出すときこれを行う。

さて、祭主が身体または鑽木に火をおさめたあとで亡くなったとき、……祭主の場に遺骸を安置し、ガールハパティア火の場所に世俗の火を点火して、遺骸の右腕に触れてつぶやく、「降りてきなさい、ジャータヴェーダスよ、……」と。あるいはまた(死者の身体におさめてある火を)鑽木に移して(upāvarohya)、火を鑽り出し、沈黙して諸祭火を分け設えて、ガールハパティア火に献供する。……火が鑽木におさめられているときには、(その鑽木で火を鑽り出すときに遺骸に)触れて、賛歌をつぶやく……それからピトリ・メーダの儀礼が始まる。

(Bodhāyanapitrmedhasūtra 2.5. 5-7)

こうして、家長の火は実際の祭火に移される。その後通常の方法にした がって、家長の祭火によって遺骸が焼かれる。家長の死とともに、家長の 火の役割も終わるのである。

注

(1) AV 3.30 の翻訳ならびに関係する儀軌については、辻直四郎『アタルヴァ・ヴェーダ讃歌 - 古代インドの呪法』、岩波書店、1979、117-124頁。

家長と祭火(土山泰弘) - 91 -

- (2) W. Caland, Altindische Zauberei. Darstellung der altindischen "Wunschopfer". Amsterdam 1908, pp. vi-xii(黒ヤジュル・ヴェーダを典拠とする願望祭の一覧).
- (3) Kāmyeştyandvilā (Āp. prayoga), W. Caland, ibid. p. 81 (§ 117) n. 240.
- (4) J. Eggeling, The Śatapaṭha-brāhmaṇa. according to the text of the Mādhyandina school. pt. 5. SBE vol. 44. Oxford 1900, rpt. 1972, p. 362 n. 1.
- (5) H. Oldenberg, Zur Geschichte der altindischen Prosa. mit besonderer Berücksichtigung der prosaisch-poetischen Erzählung. Berlin 1917, p. 2-4.
- (6) H. Oldenberg, Die Religion des Veda, Stuttgart Berlin 1923, 2 Aufl. rpt. Darmstadt 1970, p. 126–132.
- (7) M. Bloomfield, The Atharva-Veda and the Gopatha-Brāhmaṇa. Straßburg 1899, p. 72.
- (8) e. g., MānŚS 1.4.3.14, ĀpŚS 6.26.1. KātyŚS 3. 8. 21. その他に新月満月祭の終了近くに、祭火に敬意を表すときにも唱える。A. Hillebrandt, Das Altindische Neu- und Vollmondsopfer in seiner einfachsten Form. Jena 1879, p. 173, Śrautakośa. English section. pt 1, Poona 1958, p. 428-435 の該当個所参照。
- (9) W. Caland, Altindisches Zauberritual. Probe einer Uebersetzung der wichtigsten Theile des Kausika Sutra. Amsterdam 1900, rpt. Wiesbaden 1967, p. 138 n. 5, J. Gonda, Vedic ritual. the non-solemn rites. Leiden 1980, p. 164-165.
- (10) pravatsyadupasthāna の次第は以下のとおりである。家を留守にするに際して、家長つまり祭主はガールハバティア、ダクシナ・アグニ、アーハヴァニーヤの順で、それぞれの祭火を見つめてマントラを唱え家を出るが、家の近くにいる間はまだ言葉を控える(ŚānkhŚS 2.14.1-5)。家から遠く離れている間は、朝夕また新月満月の日には該当するマントラの一節をつぶやく。あるいは夜明けと日没のときに口を漱いで mahāvyāhṛti を唱える(ŚānkhŚS 2.14.6-9)。帰宅に際しては自分の祭火がみえると再び言葉を控え、家を出るときとは逆にアーハヴァニーヤ、ダクシナ・アグニ、ガールハバティアの順でそれぞれの祭火を見つめ、マントラを唱えて薪を投じる(ŚānkhŚS 2.14.10-2.15.5)。
- (11) Śrautakośa. op. cit., p. 88-144 の当該項目(各儀軌文献の項目 6)参照。
- (12) TaitBr 2.5.8.8 (yā te agne yajñiyā tanūs tayehi...), e. g., MānŚS 1.6.3.3, ĀpŚS 6.28.10. グリヒア系統の文献では使用するマントラが一様ではない。 HirGS. 1.26.12 (→ HirŚS 3.20) と Bodhāyanagṛḥyaparibhāṣāsūtra 4.13.4
- 92 家長と祭火(土山泰弘)

- はヤジュル・ヴェーダ諸派のマントラと同じものを使用するが、KauśS 40. 12 は ŚāṅkhŚS が鑽木に火を移すときのマントラ(\dot{R} V 3.29.10)のヴァリアント(\dot{A} V 3.20.1)を唱える。
- (13) e. g., MānŚS 1.6.3.2, ĀpŚS 6.28.9.
- (14) 祭火を身体に移す場合と鑽木に移す場合の優先度について、VārŚS は鑽木に火を移すことを述べて後、鑽木が喪失(nāśa)の恐れある時には身体に移すという(VārŚS 1.5.4.44)。
- (15) アタルヴァ・ヴェーダ所属の KauśS は他派のグリヒア・スートラに従わないで、シュラウタ・スートラと同様に、薪に火を移すことを認めない。「『これは汝の母胎である……』と唱えて、鑽木に火を移す。または身体に(火を移す)。」(ayaṃ te yonir ity araṇyor agniṃ samāropayati. ātmani vā.) (KauśS 40.11-12).
- (16) 永ノ尾信悟「ヒンドゥー祭祀の形成と展開」,『岩波講座世界史 6 南アジア世界・東南アジア世界の形成と展開』,岩波書店,1999,240-243頁。S. Einoo, 'The Formation of Hindu Ritual', in Einoo, S. and Takashima, J., ed. From Material to Deity: Studies on Consecration Rituals, Delhi 2004 (予定).
- (17) 後代の VaikhGS 3.6 は薪に火を移すとき、薪を熱して焦がす (samidhaṃ yāvat kṛṣṇaṃ tāvat taptvā samāropya...)。 ただし使用するマントラは、火を取り出すときのもの (upāvaroha jātavedaḥ...) で、伝承に乱れが見いだされる。
- (18) 作法に従わずに設置した世俗の火 (laukika) に対して, 作法に従って鑽り出した火を mathita という。VaikhGS 1.9, J. Gonda, Vedic Ritual. p. 165.
- (19) J. Gonda, Vedic Ritual. p. 232-233.
- ②) なお ĀpŚS は、作法によらずして設置した火(laukika)に息を吹きかけて聖別する。W. Caland, Das Śrautasūtra des Āpastamba. Göttingen Leipzig 1921, p. 213 (n. 2 ad ĀpŚS 6.28.12).
- 21) J. Eggeling, op. cit., pt. 1, SBE vol. 12. Oxford 1882, rpt. 1972, p. 396 n. 1. 前後の儀軌の詳細については, S. Einoo, Die Cāturmāsya oder die altindischen Tertialopfer dargestellt nach den Vorschriften der Brāhmaṇas und der Śrautasūtras, Tokyo 1988, p. 85-86 (No. 2-3: agnipraṇayana). その他 agnyādheya (H. Krick, Das Ritual der Feuergründung. Agnyādheya. Wien 1982, p. 201-3)。祭火が消えて、火を他の祭火から移すときにはprāyaścittaとして samāropaṇa/upāvarohaṇa の儀軌が使

- 用される。その概略については Śautakośa. Vol. 1. Eng. Sec. pt. 1. p. 173-196.
- (22) W. Caland, Die Altindindischen Todten- und Bestattungsgebräuche. Amsterdam 1896. S. 91-92 (§ 46). なお本文で扱った、家を留守にしている家長が死去した場合の扱いについては、辻直四郎「古代インドの葬送儀式」、『ヴェーダ学論集』、岩波書店、1977、353-354頁。
- (23) Śautakośa. Vol. 1. pt. 2, Poona 1962, p. 1120–1121 (BodhPiS), p. 1124–1125 (BhārPiS) .